

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市地域防災計画 風水害対策編 （修正案）」について

- 資料 1 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正案）について
- 資料 2 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正案）概要版
- 資料 3 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正素案）パブリックコメントの
実施結果について
- 資料 4 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正案）
- 資料 5 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正案）新旧対照表

令和2年5月28日

総務企画局

「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正案）」について

1 修正の目的

今回の修正は、「風水害対策編」について、令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえ、令和2年6月末までを目途に見直しを行うべき事項について整理し、必要な修正を行うものです。

2 主な修正内容について

- (1) 緊急避難場所の運営等の整理・見直し
緊急避難場所と避難所を明確に整理し、原則として、緊急避難場所における動物の同行避難を受け入れることや備蓄物資の供与を行わないこととしました。
- (2) 大規模な建築物における防災力向上
大規模な建築物における水害に伴う特有のリスクを踏まえ、居住者・占有者、管理組合等の取るべき対策や、普及啓発に関することを計画に位置付けました。
- (3) 被災者支援制度の情報の把握・整理等
発災時の迅速な被災者支援のため、平時から情報の把握・整理に努めるとともに、職員の制度の理解や事務の習熟を図ることを追記しました。
- (4) 風水害時における業務継続計画（BCP）の発動
業務継続計画について、令和元年東日本台風の災害対応を踏まえ、風水害時の発動条件を整理し、改めて風水害対策編への位置付けを行いました。
- (5) 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等
大規模な風水害等の発生が予想される場合において、住民の生命・安全を確保するとともに、災害対応に必要な体制の確保のため、市施設の閉鎖等の市民サービスの縮小又は停止を実施することを明記しました。

3 パブリックコメントの実施結果について

令和2年4月17日（金）から令和2年5月18日（月）までの期間で、修正素案についてパブリックコメントを実施しました。

- (1) 意見総数
28通（意見総数111件）
- (2) 主な意見
主な御意見は、地域防災計画の構成や初動体制など計画の内容に関するもののほか、令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証報告書の報告内容を踏まえた浸水地域の防災対策に関することなどで、概ね素案や施策に対する要望・質問等や今後の参考とさせていただく御意見でした。
なお、本計画につきましては、御意見に基づき一部修正を行い、修正案のとおりいたします。

4 今後のスケジュールについて

- (1) 総務委員会
日時：5月28日（木）10時～
- (2) 川崎市防災会議
日時：6月26日（金）15時30分～

川崎市地域防災計画 風水害対策編 (修正案) の概要について



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和2年5月

1 川崎市地域防災計画について

川崎市地域防災計画とは

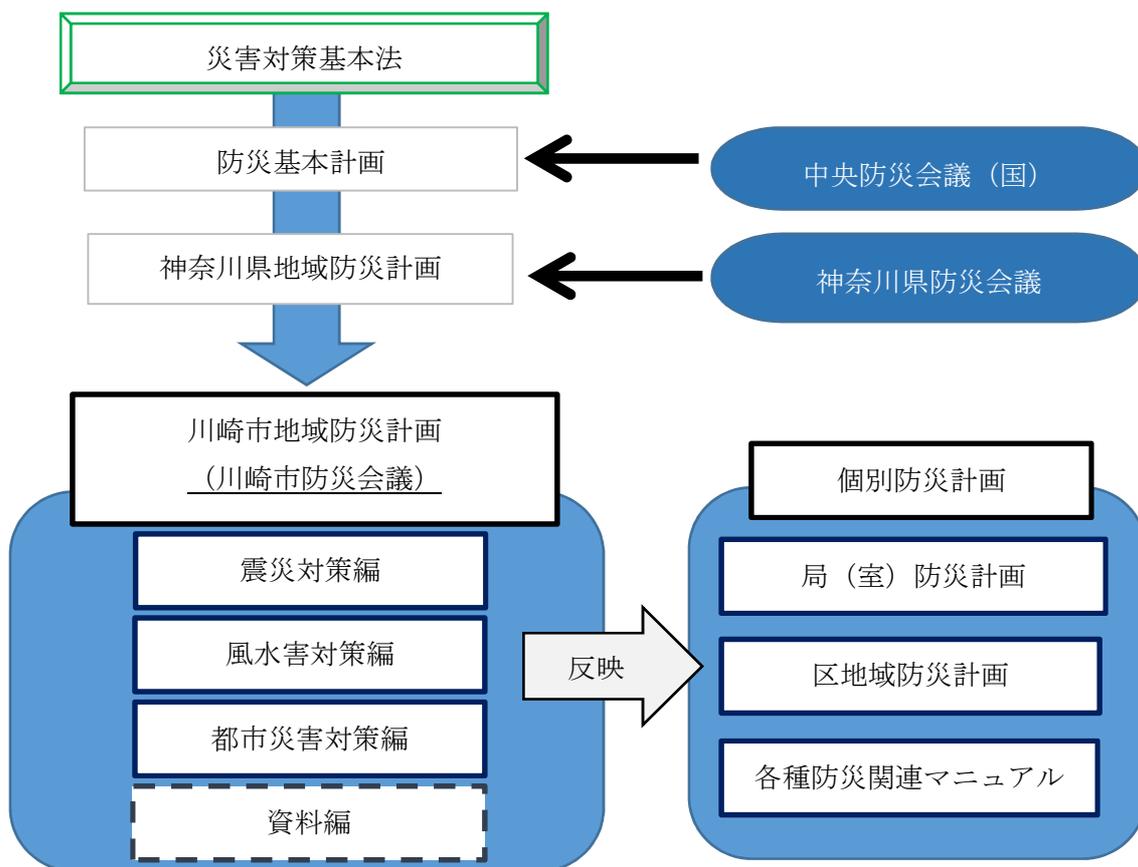
災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し、事業を行うに当たっての指針であり、次の4編で構成されています。

「震災対策編」 「風水害対策編」 「都市災害対策編」 「資料編」

2 地域防災計画の体系

国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等と整合を図り、作成しています。



川崎市地域防災計画の修正に際しては、上記以外に、関係法令、国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。また、地域防災計画の内容は各局で作成する防災計画や各区地域防災計画等に反映されます。

参考 これまでの修正

○令和2年3月 震災対策編・風水害対策編修正

救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正等

○平成31年3月 風水害対策編修正

水防法の改正や避難勧告ガイドライン（避難準備情報等の名称変更）の改定に伴う修正等

○平成30年4月 震災対策編修正

災害対策基本法の改正や保健医療調整本部の設置、災害廃棄物等処理計画の改定に伴う修正等

3 修正の基本方針

今回の修正は、「風水害対策編」について、令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえ、令和2年6月末までを目途に見直しを行うべき事項について整理し、必要な修正を行うものです。

なお、令和元年東日本台風における検証においては、調整が広範に渡るものや中長期を見据えた対策も多くあり、十分な検討、調整を行う必要があることから、今回、修正に至らなかった事項もありますが、こうした課題につきましても、引き続き検討し、適切な時期に計画への反映を行ってまいります。

4 主な修正について

1 緊急避難場所の運営等の整理・見直し

令和元年東日本台風で課題となった避難所（緊急避難場所）運営に関する事項について必要な見直しを行いました。

2 大規模な建築物における防災力向上

大規模な建築物における水害に伴う特有のリスクを踏まえ、居住者・占有者、管理組合等の取るべき対策や、普及啓発に関することを計画に位置づけました。

3 被災者支援制度の情報の把握・整理等

発災時の迅速な被災者支援のため、平時から情報の把握・整理に努めるとともに、職員の制度の理解や事務の習熟を図ることを追記しました。

4 風水害時における業務継続計画（BCP）の発動

これまで、震災対策編に位置付けのあった業務継続計画について、令和元年東日本台風の災害対応を踏まえ、風水害時の発動条件を整理し、改めて風水害対策編への位置付けを行いました。

5 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等

大規模な風水害等の発生が予想される場合において、住民の生命・安全を確保するとともに、災害対応に必要な体制の確保のため、市施設の閉鎖等の市民サービスの縮小又は停止を実施することを明記しました。

5 パブリックコメントの実施について

1 パブリックコメントの実施期間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月18日（月）まで

2 資料の閲覧場所

- ・ホームページ、情報プラザ、各区役所、支所及び出張所
- ・川崎市総務企画局危機管理室（川崎市役所第3庁舎7階）

3 パブリックコメントの結果

意見総数は28通（総意見数111件）で、主な御意見は、地域防災計画の内容に関すること、「令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証報告書」の報告内容を踏まえた浸水地域の防災対策に関することなど、概ね素案や施策に対する要望・質問等や今後の参考とさせていただく御意見でした。

なお、いただいた御意見のうち、第2部 第3章 第1節 下水道（雨水管きよ等）の整備に記載のある雨水管きよの整備水準等について、5年に1回程度の降雨に対応、10年に1回程度の降雨に対応としていた部分について時間雨量の表記に変更すべきとの御意見を反映し、それぞれ（時間雨量52mm）、（時間雨量58mm）を追加しました。

4 今後の予定

6月下旬の防災会議で承認ののち策定

6 修正概要

(1) 緊急避難場所の運営等の整理・見直し

令和元年東日本台風の検証では、避難所（緊急避難場所）の運営について、ペットの同行避難や物資提供のあり方など様々な課題がありました。このことから早期に整理すべき事項について必要な修正を行います。

計画への反映（主な修正箇所）

① 緊急避難場所と避難所の明記

緊急避難場所とは、災害による切迫した危険から一時的に避難する場所であり、避難所とは災害により住宅に被害を受け、自宅での生活が困難になった方が一定期間生活のために身を寄せる場所のことを指しており、二つは同じ場所を兼ねることができですが、それぞれ目的と機能が異なるものとなっております。

しかし、従来から「避難所」という用語が浸透していたため、「緊急避難場所」と「避難所」の違いについて、計画上は必ずしも明確にされていない部分がありました。

今回の令和元年東日本台風の検証を踏まえ、計画上、緊急避難場所と避難所を明確に整理することで、それぞれの目的を踏まえた運営等の標準化を図り、災害への備えを着実に進めてまいります。

修正箇所…

2部8章5節 P57～P60
4部2章1節 P122
4部2章4節 P126～P127

② 緊急避難場所における動物の同行避難

緊急避難場所の目的を踏まえ、緊急避難場所へのペットの同行避難については、ペットがいることで飼い主の方が避難を躊躇することがないように、ケージやクレートに収容されていることを条件に、原則として受け入れることを明記しました。

ただし、衛生面や健康面での影響を考慮し、受入場所等については、避難場所ごとに調整することとしています。

なお、一定期間の避難を前提とする「避難所」における動物の適正飼養については、従前と同様に、受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、各避難所運営会議においてルールを定めることとしております。

修正箇所…

4部10章2節 P154

③風水害時の緊急避難場所での物資の供与

公的備蓄物資については、家屋の全壊、焼失などにより住む場所を失い、物資の確保が困難となった方を対象としているもので、自宅から必要な物資を持ち出すことができる方を対象とはしておりません。風水害におきましては、気象予報等から事前の避難準備ができることから、緊急避難場所においては、原則として避難者に公的備蓄による食料及び飲料水の供与を行わないこととしました。

ただし、避難者の健康や生命の維持のために必要な場合、区長は公的備蓄を活用して避難者の保護にあたるものとしており、例えば、状況に応じたエアマットの提供などについては、柔軟に対応してまいります。

また、自助の取組を促すため、緊急避難場所への避難にあたり、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参することを追記しました。

修正箇所…

4部2章1節 P122

4部2章5節 P126

(2) 大規模な建築物における防災力向上

高層マンションなど大規模な建築物での設備等の被害を踏まえ、建築物の水害対策や普及啓発について新たに記載しました。

計画への反映（主な修正箇所）

①大規模な建築物の水害対策

国の（仮称）建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインなどを踏まえ、大規模建築物の居住者、所有者等が浸水対策に努めることや、平時から周辺地域と協力できる関係づくりに努めることなどを追記しました。

②普及啓発

市及び区は、大規模なマンションの居住者や所有者等に対し、国のガイドラインなどを踏まえた適切な水害対策や、ぼうさい出前講座によるマンション特有のリスクへの備えに係る普及啓発を行うことなどを追記しました。

修正箇所…

2部1章8節 P34

(3) 被災者支援制度の情報の把握・整理等

令和元年東日本台風では、被災者支援制度の把握・整理のために時間を要したことから、被災者支援のサービスの迅速な提供のために必要な事項を追記しました。

計画への反映（主な修正箇所）

①被災者支援制度の情報の把握・整理等

発災時の迅速な被災者支援のため、平時から情報の把握・整理に努めるとともに、職員の制度の理解や事務の習熟を図ることを追記しました。

修正箇所… 5部1章 P187

(4) 風水害時における業務継続計画（BCP）の発動

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。これまで、震災対策編に業務継続計画を位置付けていましたが、令和元年東日本台風の災害対応を踏まえ、風水害時の業務継続計画の発動条件を整理し、改めて風水害対策編への位置付けを行いました。

計画への反映（主な修正箇所）

①発動条件

BCP 発動条件について、次のとおり整理し、計画へ記載しました。

- ・市内の複数の観測点で震度6弱以上の震度が観測されたとき。
- ・市内で地震または風水害等による相当程度の被害が確認されたとき。
- ・本部長が必要と認めたとき。

修正箇所… 2部13章 P69

(5) 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等

大規模な風水害等の発生が予想される場合において、住民の生命・安全を確保するとともに、災害対応に必要な体制の確保のため、市民生活への影響などを考慮しながら、必要な範囲において、市施設の閉鎖や窓口の閉鎖等、市民サービスの縮小又は停止を実施することを明記しました。

計画への反映（主な修正箇所）

修正箇所… 3部1章 P72

「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正素案）」 パブリックコメントの実施結果について

1 概要

令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえ、令和2年6月末までを目途に見直しを行うべき事項について整理し、必要な修正を行い、「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正素案）」を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、28通（意見総数111件）の御意見をいただきましたので、内容及び本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正素案）」に関する意見募集について
意見の募集期間	令和2年4月17日（金）～令和2年5月18日（月）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所、支所等（市政資料コーナー） ・総務企画局危機管理室（第3庁舎7階） ・その他 市政だより、Twitter 等
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所、支所等（市政資料コーナー） ・図書館 ・総務企画局危機管理室（第3庁舎7階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	28通（111件）
電子メール	23通（86件）
FAX	5通（25件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

主な御意見は、地域防災計画の構成や初動体制など計画の内容に関するもののほか、令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証報告書の報告内容を踏まえた浸水地域の防災対策に関する事などで、概ね素案や施策に対する要望・質問等や今後の参考とさせていただく御意見でした。

なお、いただいた御意見のうち、第2部 第3章 第1節 下水道（雨水管きよ等）の整備 に記載のある雨水管きよの整備水準等について、5年に1回程度の降雨に対応、10年に1回程度の降雨に対応としていた部分について時間雨量の表記に変更すべきとの御意見を反映し、それぞれ（時間雨量 52mm）、（時間雨量 58mm）を追加し、「川崎市地域防災計画風水害対策編（修正案）」を策定します。

また、本修正案は6月末の川崎市防災会議での承認ののち成案となります。

【意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、新たに計画（案）に反映したもの
- B 素案の趣旨に沿った御意見であり、既に素案等に反映されているもの
- C 今後の参考とさせていただく御意見
- D 素案や施策に対する要望・質問等であり、素案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 地域防災計画について	1	1	4	11		17
(2) 浸水地域の防災対策について			20	65		85
(3) 令和元年東日本台風での対応について			2	1		3
(4) 災害対応・防災対策等について			4			4
(5) その他			1	1		2
合 計	1	1	31	78		111

5 主な意見（要旨）の内容と市の考え方

(1) 地域防災計画について（17件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>◆風水害対策編について</p> <p>本計画は3つの災害対策を無理やり並列しているため、わかりづらいものになっているという印象であり、国の防災基本計画にあるように、本計画では風水害対策のみとし、火山災害対策、雪害対策を分離すべき。</p> <p>(同趣旨の意見 計2件)</p>	<p>災害予測や警戒態勢など事前の対応が可能であるという災害の特徴や本市の地理的・気候的なリスクなどを考慮し、現在、大雪や火山降灰も併せて、風水害対策編として取りまとめています。</p>	D
2	<p>◆初動体制について</p> <p>初動体制とは何か、どのような条件で発動されるのかの記載がないので記載すべきでは。</p> <p>1・2・3・4号配備とはなにか。災害体制の設置の基準が不明。</p>	<p>初動体制については、危機管理室(24時間体制)で気象警報等の情報を事前に収集し、本市に災害発生の危険性が見込まれる場合は、災害対策の体制を確立し、迅速かつ適切な応急対策活動を実施するものとしています。</p> <p>また、大雨や大雪などの対応については、災害種別ごとに動員発令を行う際の基準や対応内容について定めており(第3部 第4章 第1節～)、災害の大きさごとに1号動員(小規模災害)～5号動員(大規模災害)まで対応する部署などを事前に定めておくことで速やかな災害対応体制の確保に努めているところです。</p> <p>今後についても、上記体制基準に沿って、速やかな災害対応体制の確保を行えるよう取り組んでまいります。</p>	D

3	<p>◆関係部署の連携した訓練</p> <p>第3部 第4章 第1節の3(3)で大 雨の時の各局区における活動内容例が 記載してあるが、連携の方法の記載が ない。誰が何に対して最後まで責任を 持ち、どこの部署と連携しあって動く のかを決めておいてほしい。警察との 連携の内容や方法についても記載し、 合同訓練も行ってほしい。</p> <p>(同趣旨の意見 計2件)</p>	<p>御指摘の部分は、各局区における 応急活動内容を例示したもので、連 携についての記載を行う部分ではあ りませんが、第1部 第2章にて防災 関係機関の業務大綱を記載しおり、 それぞれの機関の連携のもとに防災 活動を実施することとしております。</p> <p>防災訓練につきましては、毎年、 市の総合防災訓練を庁内外の関係機 関と連携し実施しているほか、各局 室区においても実施しています。</p> <p>また、令和元年東日本台風におけ る災害対応の検証結果を踏まえ、今 年度から大型台風の到来を想定した 訓練を実施し、風水害に係る対応に ついて確認してまいります。</p>	C
4	<p>◆BCPの発動条件①</p> <p>BCP発動条件が「相当程度の被害 が確認されたとき」とあるが、風水害 については予報があるので、「相当程 度の被害が予測されるとき」に発動し て体制を組むべき。警戒本部も災害前 に立ち上げておくこと。そのタイムラ インも記載しておくこと。</p>	<p>BCPとは、災害時に人やモノに 制約がある状況下でも災害時優先業 務を維持継続するための計画であり 、事前の体制の確保を目的として 発動するものではありません。</p> <p>一方、事前の対策としては、大規 模な風水害等の発生が予想される場 合には、住民の安全と災害対応に必 要となる体制を確保するため、市施 設の閉鎖など市民サービスの縮小ま たは停止を行う必要があることから 、その旨を今回の修正素案に記載 しております。</p>	D
5	<p>◆BCPの発動条件②</p> <p>風水害対策編のBCP発動条件につ いて、風水害対策編では風水害に関わ ることのみを書けばよいのではないか</p>	<p>BCPの発動条件については、自然 災害全般を対象として基準を定め る予定であるため、風水害以外の発 動条件も記載することとしていま す。</p>	D
6	<p>◆休日夜間の災害対応について</p> <p>体制中は必要な人員が24時間張り付 くのは当然のこと、災害発生に時間 外、休日という区別はない。人間は、 交代で食事、休息をとる必要がある が、状況の急変に備え、直ちに持ち場 へ復帰できるようにしておく。体制中 は当直という考えはもつべきではな い。必要な人員を配置するべき。</p> <p>(同趣旨の意見 計2件)</p>	<p>令和元年東日本台風の際には、本 計画上の第3部 初動対策計画 第1 章 第3節 2初動対応(1)勤務時間内 の対応に基づき、台風が接近する当 日の動員体制や開設する避難所等 について平日のうちに確認をしてい たところではあります。</p> <p>今後につきましても、平日から動 員体制の確認等を行い、休日等に災 害発生の際には、適切に災害対応が できるよう取り組んでまいります。</p>	D
7	<p>◆避難所等の役割の違いについて</p> <p>地域防災拠点、指定緊急避難場所、 指定避難所、避難所補完施設の役割の 違いが分からない。風水害時に避難す る時どこへ行けばよいのか。</p>	<p>避難所等の定義(役割)につい ては、地域防災計画・資料編①(2-6) に記載しています。</p>	D

8	<p>◆企業の役割について</p> <p>共助として企業の役割が掲載されているが、実際問題、事業所によって積極的に参加する所とそうでない所の濃淡に差がある。</p> <p>積極的に参加する企業は現状の対応方針等の是非について市担当者や地区防担当者と積極的に確認すべきである。逆に積極的にでない企業は市が直接指導に当たるべき。その為には、ある程度強制力を伴った調査活動を行う事を提案する。</p>	<p>防災力の向上に当たっては、企業も含めて、自助・共助・公助の基本理念に基づき、一人ひとりがそれぞれの役割を理解し、災害に対する意識を向上させていくことが大変重要だと認識しております。今後におきましても、様々な機会を通じて、より一層の意識の向上や啓発に取り組んでまいります。</p>	D
9	<p>◆行政の役割について</p> <p>行政の役割に「必要に応じて的確な避難情報を市民に伝える」を加えてほしい。また、自助及び共助の促進に災害弱者への配慮や暴風に備えた対応等を記載してほしい。</p>	<p>該当の章については、災害予防に関する防災力の向上について記載しており、避難情報の伝達に関しては第3部第6章に、災害時要配慮者の対策に関しては第2部第8章にそれぞれ記載しております。また、暴風など台風への具体的な備えについては、「備えるかわさき」などの啓発冊子等で引き続き広報・周知してまいります。</p>	D
10	<p>◆大規模な建築物の水害対策について</p> <p>昨年の台風被害では、広範囲にわたる長期停電が発生した。</p> <p>停電を想定した電源の分散化・多重化を進めるにあたり、ガスコージェネレーションシステムなど都市ガスを活用した発電設備を整備しておくことが有益である。</p> <p>大規模なオフィスビルや商業施設などの所有者・占有者・管理者等がこのようなエネルギー供給体制の整備や、エネルギーセキュリティの向上に努める旨の記載を提案する。</p>	<p>非常用電源の設置や複数熱源化、燃料の備蓄等については、防災・減災対策の有効な手段のひとつであると考えております。台風等による水害対策といたしましては、国のガイドラインなどを踏まえ、適切な対策に係る普及啓発を行ってまいります。</p>	C
11	<p>◆災害情報の提供</p> <p>かわさき市民放送は市全域をカバーしているとは言い難いため、中継局等を配備するか、CATV事業者に対し再配信を依頼する等が必要と考える。</p> <p>また、FM放送やテレビのデータ放送等を受信するよう市民に呼び掛けた方が良いのではないかと考える</p>	<p>市からの緊急情報については、特定の広報媒体に限定せず、インターネットを活用したホームページ、SNS、スマホアプリの他、防災行政無線、テレビのデータ放送等による情報発信を行っているところです。発信手段の拡充及び情報入手手段の事前啓発についても、引き続き取り組んでまいります。</p>	C
12	<p>◆雨水管きよの整備水準等について</p> <p>○年に1回程度の標記ではなく、時間雨量○mmの降雨に対応している標記に変更すべき。</p>	<p>時間雨量を記載するよう修正します。</p> <p>【修正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回程度の降雨（時間雨量52mm） ・10年に1回程度の降雨（時間雨量58mm） 	A

13	<p>◆ペットの同行避難について 避難場所についてペットOKにしていただいたことは感謝します。</p>	<p>令和元年東日本台風の検証を踏まえ、適切に受入れができるよう避難所運営に従事する職員への周知を図るとともに、動物の飼い主に向けて、同行避難や避難場所等でのマナーについて、平時からの啓発に取り組んでまいります。</p>	B
14	<p>◆避難施設の空調整備について 風水害が多発する夏場は、気候変動により高温多発化が進み、空調設備のない空間に大勢が滞在することで高齢者を中心とする熱中症の発症などが心配される。 特に避難場所となるスペースにおいては、避難者の健康や生命を維持できるよう、災害時でも最低限の運転継続可能な空調設備等の確保に努める旨の追記を提案する。</p>	<p>現在、避難所における室温等の環境管理につきましては、学校にある備品等を活用することとしており、必要に応じてヒーターや移動式クーラー等を災害時協定に基づき調達することとしております。 猛暑予報などがあった場合には、避難者の心身の健康を確保するため、施設管理者との協議の上、空調設備が設置されている教室等を活用するなど、柔軟に対応することとしております。 また、避難所となる学校体育館への空調設備の設置につきましては、体育館も含めた学校施設全体を対象とした課題整理を行い、基本的な考え方の整理を行ってまいります。</p>	D

(2) 浸水地域の防災対策について (85件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>◆浸水地域の課題・対策等の記載 「令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証報告書」を受けて、緊急課題として、川崎市地域防災計画（修正素案）に記載すべき。 (同趣旨の意見 計9件)</p>	<p>今回の検証における結果に対する対策等については、運用上のマニュアルなどで個別に対応いたします。</p>	D
2	<p>◆河川・用水路（大丸用水）の調査 今まで現状の大丸用水の水路図はなかったとのことですが、その後の調査による現状の水路の把握は進んでいますか。日ごろから河川の調査をして、対策等を形にしてほしい。 (同趣旨の意見 計3件)</p>	<p>神奈川県が管理する三沢川については、時間雨量50mmの降雨に対応した河道整備が完了していますが、検証により当該地区が受け持つ大丸用水の流量を減らす等雨水処理の負担を低減することが効果的であるため、稲城市とも連携を図りながら、水路網調査及び内水対策の検討を進めていくことで対応してまいります。</p>	C
3	<p>◆浸水地域の河川対策 令和元年東日本台風における災害で床上床下浸水被害が10haにも及んだ緊急課題地域である三沢川については、将来計画の100mm/h 対応を基本として、暫定整備の50 mm/h 対応を進める。ただし、下水の雨水幹線である大</p>		

	<p>丸用水については、52 mm/h対応による暫定整備を行うべく早急に計画反映する旨を記載すべき。</p> <p>(同趣旨の意見 計17件)</p>		
4	<p>◆排水樋門の操作について 逆流時・浸水時の水門操作について、国の通達や他自治体の検証等を踏まえたうえで修正することを計画に記載すべき。</p> <p>(同趣旨の意見 計3件)</p>	<p>令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域で発生した浸水被害に対し、検証委員会を設置し、第三者からの専門的な意見や助言とともに、市民意見の募集を行い、検証報告書を4月上旬にとりまとめました。</p> <p>この検証報告書において排水樋管のゲート操作の見直しについても検討しており、近年の気候変動に伴う雨の降り方や、令和元年東日本台風のように多摩川が計画高水位を超えたことによる被害状況を踏まえ、新たに設置する観測機器より得られる下水管内の水の流れの方向や水位の情報をもとに、順流が確認できなければゲートを閉鎖するよう、ゲート操作手順の見直しを行いました。なお、この検証報告書につきましては、上下水道局ウェブサイトの「排水樋管周辺地域における浸水被害に関する特設ページ」にて公開しております。</p> <p>今後につきましては、排水ポンプ車の活用と併せ、新たな操作手順により、浸水被害の軽減に取り組んでまいります。</p>	D
5	<p>◆災害時配慮緊急課題地域の設定 要配慮者でなくとも、令和元年東日本台風における災害で床上床下浸水被害が10haにも及んだ緊急課題地域である三沢川や大丸用水下流地域については、中長期対策が検討・実施されるまでの期間について、「災害時配慮緊急課題地域」として、災害時配慮者同様の情報伝達、避難体制、地域の協力・連携による救出・救護体制の整備に努める旨を記載すべき。</p> <p>(同趣旨の意見 計11件)</p>	<p>災害時要配慮者対策は、防災上特段の配慮が必要な高齢者や障害者、乳幼児などの災害時要配慮者への対応について定めております。</p> <p>検証報告書において今後の対応方針となっている浸水地域等への情報伝達につきましては、新設した水位計及びカメラの情報をホームページにて公表するとともに、避難行動のきっかけとなる情報伝達の役割分担や連絡体制を構築し、地域住民へ確実に伝達するとともに、情報の入手方法の周知等を各地域に対し行っていくことで対応してまいります。</p>	D
6	<p>◆浸水地域の防災訓練 「令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証報告書」に基づき、令和元年東日本台風における災害で床上床下浸水被害が10haにも及んだ緊急課題地域である三沢川や大丸用水下流地域につい</p>	<p>地域の防災訓練は、住民やコミュニティが主体となり、災害時における防災活動の円滑な実施を期するために行うものでありますが、本市としては、各地域のリスクや課題に応じた訓練について、協力・助言等の支援を実施しております。</p>	D

	<p>ては、「災害時配慮緊急課題地域」として、住民の要望があれば、「菅町会」の防災活動とは別に、各種個別の訓練を実施することを記載すべき。</p> <p>(同趣旨の意見 計11件)</p>	<p>引き続き、地域の防災力向上に資する訓練の支援を行ってまいります。</p> <p>また、検証における中長期的なソフト対策として、さらなる検討を進めた上で、地域を限定した防災ワークショップの開催等、地域防災力向上の取組を実施していくことで対応してまいります。</p>	
7	<p>◆浸水地域の防災力向上について</p> <p>「防災力の向上」の項目に地盤が低い地域の防災対策について追記してほしい。</p> <p>「令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証報告書」に基づき、令和元年東日本台風における災害で床上床下浸水被害が10haにも及び、神奈川県が作成した洪水浸水想定区域図で「浸水継続時間が72時間未満」と想定されている三沢川・大丸用水下流地域についても、自助・共助・公助に基づき、適切な備えを実施することで防災力の向上に努めるものとする旨を記載すべき。</p> <p>(同趣旨の意見 計8件)</p>	<p>本市では、市民一人ひとりが、「自らの生命は自らが守る」という基本理念のもと、自宅や周辺地域のハザードを十分理解し、適切な避難行動を取っていただくことや、災害への備えに努めていただくようあらゆる機会を通じて啓発を行ってきたところです。</p> <p>洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、ハザードの対象となっている地域についての防災力向上については、重要なことと考えておりますので、御意見を参考にさせていただき、中長期的な視点として検討してまいります。</p>	D
8	<p>◆浸水地域に対する建築規制・指導と助成制度について</p> <p>崖崩れ対策のように、水災に対してもこれから建築許可を出す建物について何らかの規制・指導をする条例や、助成制度が必要。</p> <p>(同趣旨の意見 計11件)</p>	<p>浸水想定区域や浸水被害の発生に対する建築制限については、建築基準法等の法律において規定がないため、規制できておりません。また、嵩上げ工事などへの助成制度もございません。</p>	D
9	<p>◆大丸用水の水防警報及び特別警戒水位の設定と周知</p> <p>令和元年東日本台風における災害で床上床下浸水被害が10haにも及んだ三沢川から大丸用水への逆流により10haも浸水した[菅稲田堤3丁目]地域については、川崎市が、大丸用水の「水防警報及び特別警戒水位」を定め、大丸用水が水位に達した場合は、住民に周知すべき。</p> <p>(同趣旨の意見 計9件)</p>	<p>水防法に基づく氾濫危険水位（特別警戒水位）に準ずるものとして、今後、市独自に避難を開始する基準となる水位を設定し、住民の皆さまへ周知を行うとともに、水位計やカメラ、現地パトロール等による監視を行い、緊急時には情報を住民へ公表・伝達することで対応してまいります。</p>	D
10	<p>◆第3者委員会の立ち上げ明記</p> <p>水害の検証については第三者委員会を立ち上げることを明記してほしい。多摩川沿いの洪水危険地区にある政令指定都市として確実な防災計画と実行をよろしく願います。</p>	<p>検証委員会につきましては、浸水原因等の検証を行うとともに、今夏の台風シーズンまでに短期的な対策などを実施するため、スピード感をもって検証を進めるために施設や現場の状況を熟知している本市職員に</p>	D

		て構成しました。また、客観性と透明性を確保することが重要であるため、今回の検証においては、河川や下水道を専門とする第三者から専門的な意見や助言をいただくとともに、市民意見の募集を行い、検証報告書を4月上旬にとりまとめました。引き続き、浸水被害の軽減に取り組んでまいります。	
11	<p>◆災害情報の提供</p> <p>河川や下水道内の水位を住民にリアルタイムで知らせてほしい。近所のマンホールから水が溢れてきているのも全く知らなかった。</p>	<p>河川については、水位計及びカメラの情報をホームページにて公表すると共に、国及び神奈川県等から得た情報を、メールニュースかわさき等を通じて地域住民へ情報提供してまいります。</p> <p>下水道については、水位計等の観測機器から得られた情報の市民の方々への提供については、実施に向けて進めており、提供方法等について検討してまいります。</p>	D
12	<p>◆水害地区の有害物質保管施設について</p> <p>水害地区にある有害物質を保管している工場（小規模含）についての規定、罰則などをいれて欲しい。19号では近所のメッキ工場から有害物質が流れ、非常に不安とストレスを感じた。</p>	<p>事業所から排出される有害物質等を含む排水については、水質汚濁防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例において、排水基準等を定め、排水基準を超える有害物質等を排出してはならないことが規定されています。</p> <p>浸水等の災害時や事故時に有害物質等が流出しないよう適切に管理を行うとともに、法令の規定を遵守するよう指導してまいります。</p>	D

(3) 令和元年東日本台風での対応について (3件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>◆罹災証明について</p> <p>同じ被害にあっているのに、通りの側によって一部損壊と半壊に分かれて不公平だ。判定にミスがないか住宅地図上ですぐに確認ができるシステムなど予め構築して対策してほしい。</p>	<p>罹災証明の前提となる建物被害認定調査は、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施しており、公平公正な判定ができるよう、実施マニュアルの整備や担当する職員への研修等に取り組んでおります。なお、1次調査に疑義や不満がある場合は、申し出により再調査(2次調査)が可能となっています。</p>	D
2	<p>◆災害ボランティアについて</p> <p>災害ボランティア(社会福祉協議会)がすっかり片付けが終わった頃に来た。高齢者宅などはもっと早く来てほしい。</p>	<p>被災者の方へのボランティアによる支援につきましては、有志による支援であり、支援ニーズとのマッチングなども必要なことから、必ずしも支援が必要な時期に活動していただけたとは限らないのが実情です。</p> <p>災害ボランティアセンターにつき</p>	C

		ましては、高齢者宅など支援が必要な方に、適切な時期に必要な支援が行えるよう、運営方法等について関係団体と検討を進めてまいります。	
3	<p>◆町会の防災機能について</p> <p>災害が町会全体の問題になっていなかった。市と区は町会の災害計画がしっかり機能するように協議機関を設けるべき。</p>	本市では、自主防災組織・町内会・自治会等の活動支援を通じて、地域防災力の向上に努めています。また、自主防災組織役員会や避難所運営会議などの会議での情報共有や、平時から地域における防災活動への支援・協力を行うなど、自主防災組織等との連携を行っております。今後も引き続き、地域防災力向上に向け自主防災組織等への活動支援に取り組んでまいります。	C

(4) 災害対応・防災対策等について (4件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>◆庁内外の関係組織との情報共有の迅速化</p> <p>スマホやタブレットを活用し、庁内外の関係組織と災害対策本部との情報共有を迅速化すべき。</p>	訓練等を通じて職員の災害対応能力の向上に努めるとともに、令和3年の出水期までに構築するシステムにおいて、地図情報による全体像の見える化や、スマートフォンなどのモバイル端末の活用等により、関係団体等も含めた情報共有体制の強化を図ってまいります。	C
2	<p>◆災害情報の提供</p> <p>ネットを使えない高齢者向けの方法を再検討してほしい。避難するときは近所に声をかける余裕が全くなく、行政から直接伝えて欲しい。</p>	スマートフォンなどの情報端末を持っていない方々への対応として、住民組織代表者の方に共助として周知をお願いしているところですが、気候条件の悪い中での活動には大きな危険が伴うことから、効果的な代替手段の構築について検討してまいります。	C
3	<p>◆現場指揮官の権限付与</p> <p>災害当日の対応について、予めルールを決めておくことは大事だが、それぞれの現場で何が起こるかかわからない。ロボットのごとく言われたことだけしかやらない、ということでは困る。現場の指揮官にある程度の権限を任せ、現地に行っている職員の方と密に連絡を取りながらその場で判断ができるようにしてほしい。</p>	災害対応の現場での判断・対応能力は重要な要素であると考えております。円滑で適切な対応ができるよう、今後も訓練や研修を行い、職員の災害対応力の更なる向上に取り組んでまいります。	C
4	<p>◆小河内ダムの事前放流</p> <p>小河内ダムの事前放流について台風上陸数日前から行ってもらうよう東京都水道局に交渉してほしい。</p>	多摩川流域における治水対策として、国や流域の自治体等が連携した「多摩川緊急治水対策プロジェクト」がまとめられており、国と東京	C

	また、市民への情報提供をリアルタイムに行うこと。	都で既存ダムの洪水調節機能強化に取り組んでいくこととされていますので、国と都にお伝えしてまいります。	
--	--------------------------	--	--

(5) その他 (2件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	◆避難場所の新型コロナ対策について 新型コロナ対策について検討して早急に追記してほしい。	避難場所等での新型コロナウイルス感染対策につきましては、感染症専門家の御意見も伺いながら、出水期までを目途に検討・調整を進めています。感染症対策を踏まえた避難場所等の適切な運営ができるよう取組を進めてまいります。	C
2	◆大丸用水、稲田公園の止水について 三沢川に注ぐ大丸用水へ稲田公園から地下水を汲み上げ流しているが、大雨時に止水を徹底してほしい。	稲田公園の地下水の汲み上げについて、大雨時には止水を徹底するなど、適切に対応してまいります。	D